

令和6年度 第3回湖西市文化財保存活用地域計画協議会議事録

- 1 日 時 令和7年2月18日（火） 午前10時～午前11時30分
- 2 場 所 湖西市民活動センター2階 大会議室
- 3 出席者 委員 西田かほる委員・牧野茂委員
渡辺貢委員・田村隆太郎委員
大林裕子委員・二橋和久委員
事務局 太田英明（産業部長）
白井保司（文化観光課長）
鈴木紀子（文化観光課 文化係長）
大須賀広夢（文化観光課）

4 公開・非公開の別 公開

5 傍聴者 無

6 次 第

【産業部長あいさつ】

【議 題】

（1）第3章歴史文化の特性 ネーミング再確認

ネーミング修正案承認

・弓張山地でなく湖西連峰の方が市民に分かりやすいので湖西連峰とする。

（委員）往来に「育まれた」とあるが、将来像も「育まれた」と重複しているのが少し気になったので、特性の往来に「育まれた」を「培われた」とか「盛んな」とか他に言い換えができるとよい。

（2）第5章2節 保存・活用の方向性 再確認

・将来像は歴史文化の特性とあわせ、「浜名湖と湖西連峰に育まれた文化財が次世代に続くまち」に変更することを承認。

・方向性を「伝える」から「活かし、伝える」に変更を承認。

（3）第7章文化財の保存・活用に関する措置再確認

（会長）「知る」で未指定文化財を把握しているが、「守る」で文化財指定をする以外の守る事業がないので、事業を入れるように検討してほしい。

また文化財整理室とはどのような部屋か？

（事務局）現在は、出土した土器を洗浄や実測をする作業部屋のことを作業室と言っている。現在、廃止予定施設にあるので将来的に別の

施設に設置をする予定で拡充と記載している。

(委員) 事業が多く目標を達成するのは大変だが、事業を掲げておくことは必要。

(会長) 現在、まちあるきなどでも刊行物を持ち歩く人は少なく、スマホなどで見る人が多い。富士市は刊行物よりもウェブに注力をする方向性である。事務局の考えはどうか。

(事務局) ボランティアガイドの高齢化や後継者不足が課題であり、ガイド映像をウェブなどで残すことが必要と考えている。

財政的にもハード整備などはすぐには難しいが、ソフト事業は着手しやすい。

(委員) たしかに、川尻のきょう渠が動画で紹介されていて、関心を持つきっかけになった。文化財に関心を持つきっかけにするのに、ネットは手にとりやすい。

(委員) 南アルプス市の事例として、マップ上のスポットごとに動画で案内人にインタビューをしたり、文化財の解説がでたり、映像やVRなどを活用している。ウェブ上に博物館があるようなイメージ。

南アルプス市は、大学に開発を協力してもらい、コストを抑えた。

静岡県では3Dデータをウェブ上で公開している。

措置表で実施主体が文化観光課としているものが多いが、シティープロモーションなど、何をどうやるか、から他課を巻き込んだほうがよい。ウェブを作成するにしても、学校教育や生涯学習と連携して開発ができる。

(会長) 実施主体に、所在調査など住民などに〇がつくようにできないか。また行政の欄も、もっと他課にも参加してほしい。

被災時のマニュアルについても、未指定文化財にまで広げてほしい。

(委員) 歴史は面白いと思うが、なかなか文章を読むのは大変。

映像や画像は、伝えるには良いと思う。

(委員) 歴史に関心がない人にとってのきっかけをタブレットやスマホなどの情報から作りたい。

(委員) 少しでもきっかけになるものがほしい。

(委員) 学校教育の中で、こどもに歴史を知ってもらい、こどもから親に伝え、親子で興味を持つようになるとうい。郷土の歴史を学ぶ機会が増えるとよい。

(委員) 静岡県でも、映像などを作るだけでは、なかなか見てもらえない。見てもらう仕掛けづくりが必要。南アルプス市は、見てもらえないという課題から、前述のようなウェブを大学と協力して作った。

(会長) こどもの教材から、親に関心が循環していくのはいい。

（４）第１０章文化財の保存・活用計画の推進体制

（会長）１０章では所有者が市民・市民団体のところに記載されているが、７章の措置表と対比させ、分けなくてもよいのか？

（委員）対比させたほうがよいが、無形民俗文化財の保存会は所有者になるのか、分けきれないところがあるので、次回文化庁協議で確認する。

（委員）窯跡については、商工会の中の湖西焼実行委員会で情報発信を行っている。活動としては、本興寺の花祭りでは湖西焼茶碗を使ってお茶会を行っている。

観光情報の発信が少ない。

（５）第８章・第９章 関連文化財群・保存活用重点区域の設定

第８章は設定。第９章は設定しないことで承認。

（委員）境界のまちは、歴史文化の特性のすべてを横断している。

歴史文化の特性と１対で設定することが多いので、この設定が可能か文化庁と協議する。

関連文化財群は、実施していきたいことを特出して記載する章であるので、これまでに記載していないことを設定するのはだめ。

特性や構成一覧、措置と連動する。

歴史文化の特性の関所のストーリーの中に、景観条例のことを記載しておく。

（全体を通して）

（委員）もう少し具体的な事例を文章に落とせないか。

例えば、P 1-35 琉球の碑が教恩寺にある。

P 1-33 二川が玉糸製糸の発祥。おぶち氏のことに触れる。

P 8-5 近代文書の整理に古文書講座の教材として使用してもらう。

（事務局）文章の難易度はどうか？

（委員）それほど難しくない。

【次回日程】

令和７年６月３日（火）１０時～